

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



11
2023

2023年11月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、
当事務所までお問い合わせください。



- ◆加入するとお得な小規模企業共済のすすめ
- ◆エンジェル税制の改正
- ◆今年はひと味違う いよいよ税務調査 秋の陣
- ◆経営革新計画の概要
- ◆産業雇用安定助成金
- ◆M & A 譲渡し情報

加入すると

お得な

小規模企業共済のすすめ

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。

Q. 小規模企業共済に加入していますか？



裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

こんな制度です…

- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は約159万人、運用資産は約10.9兆円(R4.3現在)
- 共済金支給額の平均は1,128万円/人、支給総額は約5,077億円(R3年度実績)

加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用人数によって判断されます）。

小売・卸売・サービス業等
※旅館・娯楽業は除く

従業員

5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員

20人以下の企業



※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者（2人まで）及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

共済金A・Bの利回りは1.0%~1.5%

詳しくは裏面の「共済金の受け取り」をご覧ください

小規模企業共済の お得 ポイント

ポイント

1 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

（確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください）

所得から差し引か	雑損控除	10	
	医療費控除	11	
	社会保険料控除	12	
	小規模企業共済等掛金控除	13	
	生命保険料控除	14	
	地震保険料控除	15	
	寄附金控除	16	
	寡婦・寡夫控除	18	0.000

ポイント

2 受取時も 税制メリット

● 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。

● 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い
分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント

3 資金に困ったら…

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割~9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年 1.5%

エンジェル税制の改正

本レポートは、個人の投資家を対象として、
改正された「エンジェル税制」について紹介しています。

1 章 エンジェル税制の改正

1. エンジェル税制とは

エンジェル税制とは、スタートアップ企業へ投資を行った個人投資家に対しての税制上の優遇措置です。所得税の計算上、「対象企業への投資額－2,000円」がその年の給与等の総所得金額から控除（総所得×40%か800万円のいずれか低い方が上限）される「優遇措置A」と、対象企業への投資額全額がその年の株式譲渡益から控除される「優遇措置B」の選択適用となります。

2023年3月31日までのエンジェル税制は、利益が出た場合、「課税の繰延」をするに留まっており、若い企業に投資を行うリスクを取ってチャレンジした見返りが少ないものでした。

2. 繰延から非課税へ一部改正

改正前のエンジェル税制は「課税の繰延」の扱いとなっていました。

たとえば、他の株式譲渡益が5,000万円ある年に、エンジェル税制対象企業に5,000万円の投資を行って「優遇措置B」を選択、売却時には1億円となったとして見てみると、

【投資時】

他株式譲渡益 5,000万円－エンジェル税制適用 5,000万円＝課税所得 0円

【売却時】

エンジェル適用株式譲渡益 1億円－取得費 0円（課税の繰延）＝課税所得 1億円

といった具合に、先に控除を受けていた結果、売却時には取得価格は0円として考えなければなりません。

2023年度税制改正によって、設立5年未満の株式会社で各事業年度の営業損益金額が0円未満等の条件を満たすプレシード・シード期のスタートアップ企業に投資する場合や、自己資金による起業時は、20億円までの出資であれば、「優遇措置B」は繰延ではなく非課税となりました。

先ほどの例示で見てみると、

【投資時】

他株式譲渡益 5,000万円－エンジェル税制適用 5,000万円＝課税所得 0円

【売却時】

エンジェル適用株式譲渡益 1億円－取得費 5,000万円＝課税所得 5,000万円

といった具合です。

なお、売却時点で損失が出た場合は、改正前後のいずれも、他の株式譲渡益と通算や損失の繰越をできませんが、投資年に優遇措置を受けていた分については控除対象になりません。

今年は一と味違う いよいよ 税務調査 秋の陣

国税当局の新事務年度が7月に始まり、人事異動や業務の引き継ぎを終えて、いよいよ秋の税務調査シーズンがやってきた。特に今年は、新型コロナウイルスが5月に移行してから初めての本格的な調査シーズンの到来ということもあり、結果に飢えた精鋭調査官が腕まくりをして乗り出してくるだろう。秋の調査は他の時期に比べても念入りに行われるという特徴があり、迎え撃つ側としても万が一の漏れもない準備と対策が求められる。税理士と二人三脚で調査への備えを整えたい。

政府は今年5月、新型コロナウイルスの新規感染者数や重症者数が低下したことを受け、感染症法における新型コロナウイルスの位置付けを、季節性インフルエンザと同じ5類に移行した。それから約5カ月が経ち、足元の状況を見ると新たな変異株であるB.1.1.7が拡散し、感染者数も徐々に増加するなど決して安心できる環境ではないが、ひとたび「脱コロナ」へと動き出した社会はその歩みを止めることはなさそう。

脱コロナで「全面攻勢」の兆し

滞りなく時間を可能な限り最小限にする（国税庁ホームページ）などいかにやりづらく、さらに「新規感染者が増勢にあるうちは来てはくれない」「経理担当者にはコロナの疑いがあり、当分の対応できない」などの納税者の訴えもあり、当局にとつては身動きがほとんど取れないようなものだったろう。こうした状況は実際の調査件数の推移にも表れていて、法人税および法人の消費税の実地調査をみると、それまで年間9万件超で推移してきたものが、コロナ禍が発生した19年度を境に激減し、20年度には2万件程度まで減っている。

この3年間は当局にとつて調査に行きたくても思うように行けなかった時期だったことを意味する。それがとうとう今春、「マスクを外して外に出よう」という号令が下され、この秋、本格的な税務調査シーズンの幕が上がる。腕利きの税務調査官らにとってはまさに「好機到来」というわけだ。

「今の調査官は食事をあずけにされた狼犬のようなもの。ひとたび野に放たれば、これと決めたターゲットに向かって容赦なく飛びつくでしょう」（国税OB税理士）。

国税庁や国税局の人事が7月頭に発表されて新事務年度がスタートし、新たな職場にもすっかり慣れて税務調査に乗り出すという時期が、年度開始から2〜3

月が経った9月〜10月頃といわれる。近年では調査の長期化を見据えて夏に調査の事前連絡がくることも少なくはないが、細部まで突っ込むような調査の場合、準備に時間がかかり、配置転換されてきた調査官が業務のノウハウを学ぶ時間も必要となる。そうすれば必然的に、本格的な調査は秋から開始される。

調査件数が多い季節として、確定申告期を終えた4月頃もあるが、春の調査は各部署や人員に割り振られた「ノルマ件数」を6月末までに達成するというのが意味合いが強く、1件あたりの調査期間が短く、内容も軽くなる傾向がある。それに比べて秋の調査は、しっかりと時間をかけて納得いくまで調べられるため、「納税者が特に注意すべきはやはり秋の調査（前出のOB税理士）ということだ。

特に今年の調査は、法人では「消費税」、個人では「海外資産」について注意が必要だ。どちらも近年、当局のターゲットの筆頭に挙げられており、今年も重点的に狙われる可能性が高い。7月に就任した国税庁の住澤整長官も「消費税不正還付事業、富裕層や国際的な租税回避事業については、これまで国税組織をあげて積極的に取り組んできており、今後も一層注力してまいります」と力を込めている。

例えば消費税では、昨年9月に東京国税局に消費税

の不正還付対策本部が設置されている。東京局の富山一成局長は「税務署における担当者をさらに増員し、消費税不正還付に対する体制を強化していく」として、不正に対する調査がますます厳しなものとなっていくのは間違いないだろう。

また海外資産については、国外送金等調査、財産債務調査、国外財産調査といった各種資料、さらには外国税務当局から入手した情報の分析により、「富裕層や国際的な租税回避事業への対応を専門に担当する部署を設置するなどの体制を整備し、積極的に調査」（住澤長官）を行っている。かつてのように「海外に資産を隠せば見つからない」という認識は、今では甘すぎるといえることを肝に銘じておきたい。

税目以外の面から今年の

税理士と綿密な準備を

そこで重要なのは、調査の対象がどこまで含むかを見極め、それ以外の部分については毅然と断るとい

う態度だ。そのためには、税と調査対応のプロである税理士の存在が欠かせない。税務調査の現場では、どこまでが任意でどこからが義務なのかは納税者には分かりにくいことが多く、当局側もその分りにくさをあえて利用して、調査結果を当局にとって有利なものにしてしまう面も否定できない。そこで税と調査のプ

傾向を見てみると、近年は税務調査の際に本来の調査ターゲットではない部分のデータを「ついでにチェックする」という横目調査が散見されていることに留意したい。本来は違法であるはずの行為だが、裁判でも「違法だとしても重大ではない」として許されているのが現状だ。最近ではスマートフォンやパソコンの閲覧を許した結果、直接には関係ないはずのプライベートなデータまでも見られ、それが結果的に他の脱税疑惑に飛び火したというケースも少なくはない。かといってパソコンやスマホを見せたくないといつても、納税者には国税通則法で定められた税務調査への「受忍義務」がある。税務調査に對してすべてNOで通すことは懲役や罰金の対象となる恐れがあり、現実的ではないだろう。

口である税理士に間に立つてもらい、必要以上の情報を渡さないようにすることが税務調査に對する上では肝要だ。

税務調査対策を考える上では、そもそも痛くもない腹を探られないよう申告することが最重要であることは言うまでもないが、そこでも税理士の助言は不可欠だ。平時の伴侶として、また調査の場面では当局に向かつて毅然と主張する戦友として、顧問税理士の存在を心強く感じるのだらう。

新型コロナの感染が拡大した2020年2月半ば、国税庁は実地調査を全面的にストップさせた。同年秋ごろに感染者数が減り始めたとして再開させたものの、結局その後もコロナは収束

滞りなく時間を可能な限り最小限にする（国税庁ホームページ）などいかにやりづらく、さらに「新規感染者が増勢にあるうちは来てはくれない」「経理担当者にはコロナの疑いがあり、当分の対応できない」などの納税者の訴えもあり、当局にとつては身動きがほとんど取れないようなものだったろう。こうした状況は実際の調査件数の推移にも表れていて、法人税および法人の消費税の実地調査をみると、それまで年間9万件超で推移してきたものが、コロナ禍が発生した19年度を境に激減し、20年度には2万件程度まで減っている。



滞りなく時間を可能な限り最小限にする（国税庁ホームページ）などいかにやりづらく、さらに「新規感染者が増勢にあるうちは来てはくれない」「経理担当者にはコロナの疑いがあり、当分の対応できない」などの納税者の訴えもあり、当局にとつては身動きがほとんど取れないようなものだったろう。こうした状況は実際の調査件数の推移にも表れていて、法人税および法人の消費税の実地調査をみると、それまで年間9万件超で推移してきたものが、コロナ禍が発生した19年度を境に激減し、20年度には2万件程度まで減っている。

滞りなく時間を可能な限り最小限にする（国税庁ホームページ）などいかにやりづらく、さらに「新規感染者が増勢にあるうちは来てはくれない」「経理担当者にはコロナの疑いがあり、当分の対応できない」などの納税者の訴えもあり、当局にとつては身動きがほとんど取れないようなものだったろう。こうした状況は実際の調査件数の推移にも表れていて、法人税および法人の消費税の実地調査をみると、それまで年間9万件超で推移してきたものが、コロナ禍が発生した19年度を境に激減し、20年度には2万件程度まで減っている。

滞りなく時間を可能な限り最小限にする（国税庁ホームページ）などいかにやりづらく、さらに「新規感染者が増勢にあるうちは来てはくれない」「経理担当者にはコロナの疑いがあり、当分の対応できない」などの納税者の訴えもあり、当局にとつては身動きがほとんど取れないようなものだったろう。こうした状況は実際の調査件数の推移にも表れていて、法人税および法人の消費税の実地調査をみると、それまで年間9万件超で推移してきたものが、コロナ禍が発生した19年度を境に激減し、20年度には2万件程度まで減っている。

滞りなく時間を可能な限り最小限にする（国税庁ホームページ）などいかにやりづらく、さらに「新規感染者が増勢にあるうちは来てはくれない」「経理担当者にはコロナの疑いがあり、当分の対応できない」などの納税者の訴えもあり、当局にとつては身動きがほとんど取れないようなものだったろう。こうした状況は実際の調査件数の推移にも表れていて、法人税および法人の消費税の実地調査をみると、それまで年間9万件超で推移してきたものが、コロナ禍が発生した19年度を境に激減し、20年度には2万件程度まで減っている。

経営革新計画の概要

本レポートは、企業の経営者の方を対象として、経営メリットにつながりやすい「経営革新計画」の概要について紹介しています。

1 章 経営革新計画とは

経営革新計画は、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。以下のような経営課題をお持ちの場合、計画作成し、計画遂行するだけの価値がある取り組みです。

- ・ 既存事業の強みを生かして新事業を計画したい
- ・ 新商品、新サービス開発で経営向上を図りたい

1. 計画を作成する意義

計画策定を通して、現状の課題や目標、目標達成への道筋が明確になるなどの効果が期待できます。事業を計画書に起こし、経営革新計画として承認されることで様々な支援を受けられることから、さらに目標達成に近づくという心強い制度です。

全国都道府県の知事や国の地方機関等の長によって中小企業の「経営革新計画」が評価されると、その企業の経営計画は、「近い将来、ある程度確実に」事業を発展させる計画であることが承認されたことになります。

<計画策定企業の声①>

企業の「新たな目標作り」のきっかけとなった。実行することで、企業体質が改善され、事業計画を数字で示すことが習慣付けられた。

<計画策定企業の声②>

後継者として、会社の実情を把握でき、しっかりと目標を持つことができた。また、新しい事業に積極的に取り組む姿勢を社員や取引先に伝えることができ、取引先の拡大や売上増加を達成することができた。

2. 「経営革新」とは

中小企業等経営強化法では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています（中小企業等経営強化法第2条第7項）。なお、この法律の「経営革新」には、次のような特徴があります。

- ①業種による制約条件をつけないで、全業種の経営革新を支援
- ②単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能
- ③具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成
- ④都道府県が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行うとともに、必要な指導・助言を行う

3章 経営革新計画承認のメリット

1. 資金調達

(1) 信用保証の特例

①普通保証等の別枠設定

信用保証協会の債務保証限度額が広がります。経営革新計画の承認事業には通常分に加えて同額の「別枠」が設けられています。

限度額	普通		別枠
普通保証	2億円（組合は4億円）	+	2億円（組合は4億円）
無担保保証 （うち特別小口）	8,000万円 （うち2,000万円）		8,000万円 （うち2,000万円）

②新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費用）について、付保限度額を引き上げています。

通常：2億円→3億円

組合：4億円→6億円

(2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

新事業活動促進資金の貸付限度額が以下の通りとなります。また、特別利率となります。

①中小企業事業

	新事業育成資金※注1	新事業活動促進資金
貸付限度額	7億2千万円	設備資金7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円）
貸付利率※注2	基準利率▲0.9%	基準利率▲0.65%※注3

※注1 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を得た者が対象となります。

※注2 貸付利率は信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。

※注3 2億7千万円超及び土地にかかる資金は基準利率となります。

②国民生活事業

	新事業活動促進資金
貸付限度額	設備資金7千2百万円（うち運転資金4千8百万円）
貸付利率※注1	基準利率▲0.65%※注2
担保・保証人	希望に応じて要相談※注3

※注1 貸付利率は、融資期間等に応じた所定の利率が適用されます。

※注2 土地にかかる資金は基準利率となります。

※注3 担保を不要とする融資なども取り扱っています。詳しくは、公庫支店の窓口までお問い合わせください。

(3) 高度化融資制度

高度化事業に対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられます。

貸付利率	0.35%（2020年度の場合）又は無利子
貸付対象	土地 建物 構築物 設備

産業雇用安定助成金

本レポートは、企業の経営者や人事、採用ご担当の方を対象として、「事業再構築に当たっての人材の円滑な受け入れを支援する助成金」について紹介しています。本助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

1章 対象事業主

次の①～⑧のすべてに該当する事業主が対象となります。

①令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の応募書類を提出し、交付決定を受けていること

※第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限る。また、「実施体制」に人材確保関連事項を記載した場合に限る。

②対象労働者の雇入れにあたって、次の全ての条件を満たすこと

- a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
- b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れること
- c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること

③対象労働者に対して1年間に350万円以上の賃金を支払っていること

対象労働者とは次のaまたはbのいずれかに該当する者

- a. 専門的知識や技術が必要となる企画・立案、指導の業務に従事する者
- b. 部下を指揮監督する業務に従事する者

④雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に雇用する労働者を解雇等していないこと

⑤基準期間に特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日の被保険者数の6%を超えていないこと

⑥支給申請日の前日以前に、過去に本助成金の支給決定の対象となった労働者を解雇していないこと

⑦「受給に必要な書類」について

- a. 整備し、
- b. 受給のための手続きに当たって労働局等に提出するとともに、
- c. 保管して労働局等から提出を求められた場合はそれに応じて速やかに提出すること

⑧労働局等の実地調査を受け入れること

⑩風俗営業等関係事業主である

⑪事業主または事業主の役員等が暴力団に関係している（次のa～eのいずれかに該当する場合）

- a. 事業主もしくは事業主団体（以下「事業主等」）または事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」）第2条第2号に規定する暴力団または第2条第6号に規定する暴力団員である
- b. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている
- c. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している
- d. 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- e. 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

⑫事業主等または事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った、または行う恐れがある団体等に属している

⑬支給申請日または支給決定日の時点で倒産している

⑭本助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾していない

⑮役員等の氏名、役職、性別、生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」または同内容の記載がある書類を添付していない

⑯「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾していない

⑰支給申請書等に事実と異なる記載または証明（軽微な誤り（都道府県労働局長が認めた場合に限り）は除きます。）を行った場合

4章 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

	中小企業※1	中小企業以外
助成額	280万円/人※2	200万円/人※2
助成対象期間	1年	
支給方法	140万円×2期	100万円×2期

M & A 譲 渡 し 情 報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 日用雑貨の製造・卸	関東地方	2億円～3億円	応相談
NEW ビルメンテナンス	関東地方	1 億円～2億円	応相談
調剤薬局・ドラッグストア	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
とび・土木工事業	関東地方	1 億円～ 2 億円	応相談
一般貨物自動車運送事業	群馬県	5,000万円～1億円	応相談
法人向けソフトウェア自社開発	関東地方	3億円～5億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円